

松本市 子どもの権利 ニュース

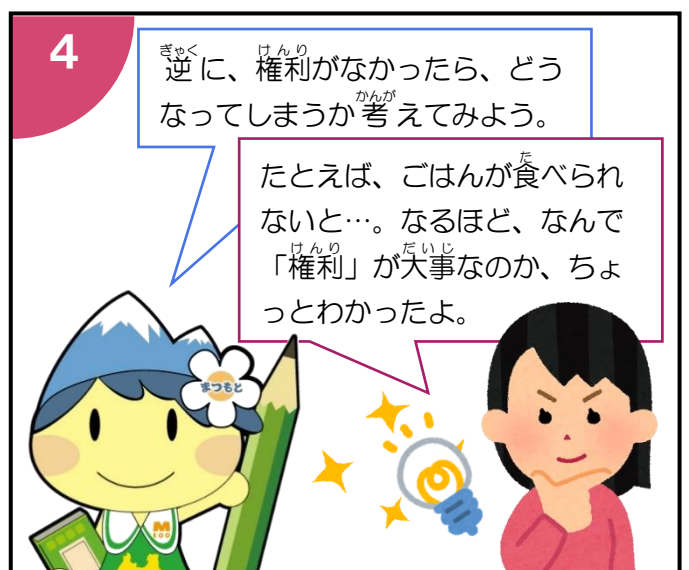
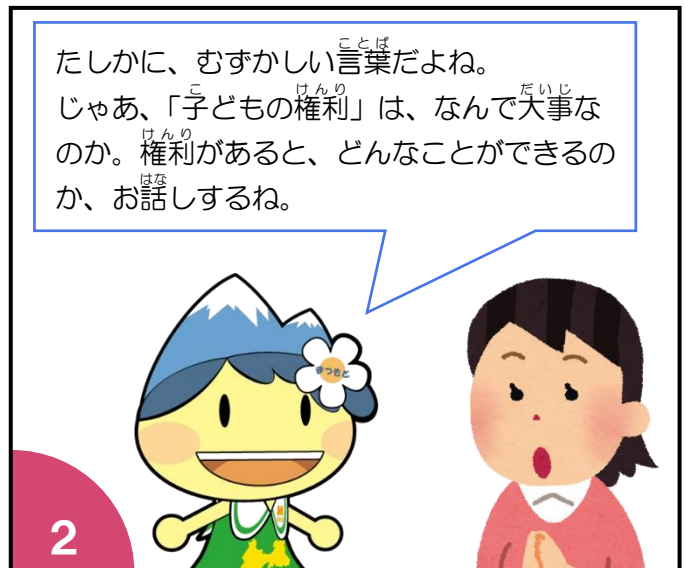
No.08

まつもとし
松本市には、「まつもとしこ けんり かん
する条例」という決まりがあります。これは、
子どもたちがげんきでいるのに大切な「子どもの
けんり権利」を、みんなでまもるためのきまりです。

「子どものけんり」は、みんながもっています。あ
なたも、まわりのともだちも、みんな大切な人だから。
みんなげんきでいられるように・・・。

発行元：松本市こども育成課

★ 子どものけんりは、どうしてたいせつなの？



☝ 子どものけんり、あたりまえに、あんしん、あんぜん、いきいきとくらすことができるように、どの子ども、うまれたときからもっているものだよ♪

★ 宗像市・福津市との子ども交流事業

子どもたちが考えを言ったり、いろいろなことに参加したりしやすくなるように、8月6日（火）～9日（金）まで、九州にある、福岡県の宗像市・福津市の子どもたちと、松本市の子どもたちが、宗像市・福津市で交流をしました。 。 。 🐟 🍷 🍷 ≈



海釣りやシーカヤックの体験をしたり・・・

など）を見学しました。
世界遺産（宗像大社）



★ 子どもの権利相談室「こころの鈴」

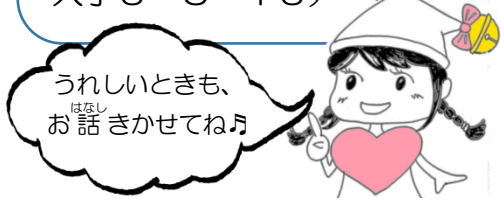
みんなの「権利」を守るため、みんなが悲しいとき、つらいとき、こまったとき、お話を聞く場所です。気軽にお話してくださいね♪

でんわ 電話
0120-200-195
※ 電話料は、かかりません（無料）。

メール
kodomo-s
@city.matsumoto.
lg.jp

あう 会う
まつもとしやくしょおおて
松本市役所大手
じむしょ かい まつもとし
事務所2階（松本市
おおて
大手3-8-13）

- ★ 名前や学校名は言わなくてもいいです 🗣️
- ★ 秘密は絶対に守ります！！ 🤝🌟



～ 子どもたちに笑顔を 子どもたちから笑顔を そして子どもたちと笑顔に ～